

知っていますか？  
食品の表示

〈事業者の方へ〉 ～食品の虚偽誇大表示の禁止～

# 食品の販売・宣伝時には、 表現に気をつけましょう！

健康増進法では、何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果等（「健康保持増進効果等」といいます。）について、著しく事実と相違する又は著しく人を誤認させるような表示（「虚偽誇大表示」といいます。）を行うことを禁止しています。【健康増進法第65条第1項（誇大表示の禁止）】



上記のイラストのような健康保持増進効果等を根拠なく食品や広告などに表示して販売した場合には、健康増進法の虚偽誇大表示やその他の法律で問題となる恐れがあります。

**重要!** 購入する人へ誤解を与えない表示  
をすることが何よりも大切です。

事業者の皆さんが食品を販売する際には、広告その他の表示をする者の責務として、購入する人が食品について正しく理解し、適正に利用することができるよう、健康保持増進効果等について、客観的で正確な情報の伝達に努めなければなりません。



これでよくなるなら  
病院も薬もいら  
ないかも?!



適切な診療を受ける機会を逃したり、  
病気が重症化する恐れがあります。

## 規制対象になる「広告その他の表示」とは？

顧客を誘引するための手段として行う広告その他のあらゆる表示をいいます。

(例)

- 商品、容器、包装、これらに添付した物
- 見本、チラシ、パンフレット、説明書面（DM、FAXなどによるものを含む。）、口頭
- ポスター、看板、ネオン・サイン、陳列物又は実演
- 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写
- インターネット、パソコン通信



**注意**

これらの表示により、国民の健康の保持増進に重大な影響を与える恐れがある場合、法律違反で勧告・命令、罰則が適用されることがあります。  
(健康増進法第66条、第71条)



健康増進法では、健康保持増進効果等(下表の①～③)の事項について、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させる表示(虚偽誇大表示)は禁止されていますので、注意が必要です。

		健康の保持増進効果等	表示例
健康保持増進効果等	① 健康の保持増進効果	疾病の治療又は予防を目的とする効果(*1)	「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」、「ガンが治る」、「便秘改善」等
		身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果(*1)	「疲労回復」、「体力増強」、「食欲増進」、「老化防止」、等
		特定の保健の用途に適する旨の効果(*2)	「血圧が高めの方に」、「〇〇の吸収や上昇を抑える」、「本品には〇〇〇(成分名)が含まれ、食後の脂肪や糖分の吸収を抑える機能があることが報告されています」等
		栄養成分の効果(*3)	「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」
	② 内閣府令で定める事項	含有する食品または成分の量(*4)	「大豆〇〇g含有」、「カルシウム〇〇mg配合」等
		特定の食品または成分を含有する旨(*4)	「プロポリス含有」、「〇〇エキス配合」等
		熱量(*4)	「カロリー〇%オフ」、「エネルギー0kcal」等
		人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果	「美肌、美白効果が得られます」、「皮膚にうるおいを与えます」、「美しい理想の体形に」等
	③ (上記①②の効果をも)暗示的又は間接的に表現	名称又はキャッチフレーズにより表示するもの	「ほね元気」、「延命〇〇」、「快便食品(特許第〇〇号)」、「血糖下降茶」、「血液サラサラ」等
		含有成分の表示及び説明により表示するもの	「〇〇〇(成分名)は、不飽和脂肪酸の一種で、血液をサラサラにします」等
		起源、由来などの説明により表示するもの	「〇〇〇という古い自然科学書を読むと××は肥満を防止し、消化を助けるとある」等
		新聞、雑誌などの記事、医師、学者などの談話やアンケート結果、学説、体験談などを引用又は掲載することにより表示するもの	〇〇〇(××県、△△歳)「×××を3か月間毎朝続けて食べたら、9kg痩せました。」等
		行政機関(外国政府機関を含む。)や研究機関などにより、効果などに関して認められている旨を表示するもの	「××国政府認可〇〇食品」、「〇〇研究所推薦〇〇食品」等

\*1 医薬品的な効能効果に相当し、医薬品としての承認を受けない限り表示できません。

\*2 「特定保健用食品」に該当し、消費者庁長官の許可又は承認が必要です。

\*3 「栄養機能食品」に該当し、食品表示基準に基づいた表示が必要です。

\*4 「栄養強調表示」に該当し、食品表示基準に基づいた表示が必要です。

誇大表示の禁止に関する詳細は、消費者庁のHPから関係通知をご確認ください。

●消費者庁ウェブサイト 誇大表示の禁止

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant\\_advertisement/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/)

●藤沢市ウェブサイト 食品の表示(食品関連事業者の方へ)

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kenko-z/kenko/syokuhinhyouji.html>

【問い合わせ】藤沢市保健所 地域保健課 0466-50-3592(藤沢市内に表示責任者の所在地がある場合)  
関係法令を確認後、お電話で日時をご予約の上、来所での相談となります。

食品の販売や広告その他表示については、医薬品医療機器等法(旧薬事法)(問:地域保健課TEL50-3592)、食品衛生法(問:生活衛生課TEL50-3594)、食品表示法等他法令にも関係することがありますので、併せてご確認ください。

食品表示法については、内容により相談先が異なります。藤沢市HP食品の表示をご確認ください。

